

## 自己資本の充実の状況（自己資本比率規制 第3の柱）

本開示については、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（金融庁告示第8号）」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等で定められている自己資本比率規制の第3の柱に対応する定性的および定量的な事項（標準的手法、国内基準）について記載しています。

### 【定性的な開示事項】

#### 1 連結の範囲に関する事項

(1)自己資本比率告示第3条又は第20条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

該当ございません。

(2)連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な子会社の名称及び主要な業務の内容

46ページに掲載しております。

(3)自己資本比率告示第7条又は第26条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

該当ございません。

(4)信用金庫法（昭和26年法律第238号）第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むものの若しくは同項第11号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

該当ございません。

(5)連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ございません。

#### 2 自己資本調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。当期末の自己資本額のうちコア資本に係る基礎項目の額は、過去の内部留保の積上げである利益剰余金等以外は、会員の皆さまより出資いただいた普通出資金等が該当します。コア資本に係る調整項目につきましては、主に意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額等が該当します。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	福岡ひびき信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,466百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

#### 3 自己資本の充実に関する評価方法の概要

当金庫並びに連結グループは、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げにより自己資本の充実に取り組んでいます。

#### 4 信用リスクに関する事項

（信用リスク管理の方針及び手続きの概要）

当金庫および連結グループでは、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであると認識し、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」ならびに「信用リスク管理規程」を制定するとともに審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。

信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施するとともに、信用リスクの量化等により信用リスクの把握・管理を行い、資産の健全化に努めています。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定等に関する償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定した、貸倒実績率を基に算出しています。算出結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

（標準的手法が適用されるポートフォリオについて）

##### (1)信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫および連結グループは、標準的手法を採用しています。

##### (2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社の格付機関を採用しています。

- ① S&P (スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス)
- ② Moody's (ムーディーズ・インベスター・サービス・リンク)
- ③ R&I (株式会社 格付投資情報センター)
- ④ JCR (株式会社 日本格付研究所)

なお、エクスポートジャーナルの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

#### 5 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法（Credit Risk Mitigation）とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫および連結グループでは、融資の審査に際し、資金使途、返済原資、財務内

容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から検討し、担保又は保証に過度に依存しない融資姿勢に徹しています。ただし、担保又は保証が必要な場合には、金庫が定める「融資基本要領」により、適切な事務取扱いに則り、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱に努めています。

お客様が、期限の利益を失われた場合には、預金相殺を用いる場合があります。金庫が定める「融資事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻し充当いたします。なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、上場株式、保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、独立行政法人住宅金融支援機構の住宅融資保険付債権については、政府保証と同様、その他保証会社・金融機関等による保証は、適格格付機関が付与している格付により判定しています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されています。

## 6 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

(リスク管理の方針及び手続きの概要)

当金庫および連結グループでは、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、又当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、金利関連取引として、金利スワップ取引、通貨関連取引として、為替先物予約取引、有価証券関連取引として、債券オプション取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っていません。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、まったく心配ありません。

以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。また、長期決済期間取引は該当ありません。

## 7 証券化工エクスポートに関する事項

(リスク管理の方針及び手続きの概要)

証券化とは、金融機関が保有する債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化を図ることを指します。

一般的には証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類され

ますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入する場合があります。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて資金運用会議、及びALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕資金運用要領」に基づき、適正な運用・管理を行っています。

(証券化工エクスポートについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称)

当金庫は標準的手法を採用しています。

(証券化取引に関する会計方針)

当該会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

(証券化工エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称)

証券化工エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社の格付機関を採用しています。

- ① S&P (スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ)
- ② Moody's(ムーディーズ・インベスター・サービス・インク)
- ③ R&I (株式会社 格付投資情報センター)
- ④ JCR (株式会社 日本格付研究所)

尚、エクスポートの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

## 8 オペレーション・リスクに関する事項

(リスク管理の方針及び手続きの概要)

当金庫では、オペレーション・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。

オペレーション・リスクに含まれるリスクを「事務リスク」、「システムリスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」、「法務リスク」の6つのリスクに分類し、確実にリスクを認識・評価する管理態勢となっております。また、これらのリスクについてリスク管理委員会で協議・検討しており、必要に応じて理事会へ報告を行っております。

(オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称)

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## 9 出資等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状

況を、リスク管理担当役員に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にリスク管理委員会等へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用要領」に基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

## 10 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(リスク管理の方針及び手続の概要)

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の金利リスクや、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度等の計測を行い、ALM委員会及びリスク管理委員会で協議検討するとともに、必要に応じて理事会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法)

IRRBBにおける金利リスク算定手法の概要は、以下の通りです。

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	2.5年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
コア預金モデル及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提
複数の通貨の集計方法及びその前提	金利リスクの正値を合算、通貨間の相関等は考慮しておりません。
スプレッドに関する前提	スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	△EVE:記載事項はありません。 △NII:記載事項はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	令和2年度の重要性テスト（金利リスク（△EVE）/自己資本の額）結果は40.426%となっております。

統合的リスク管理において計測している金利リスク量を内部管理上使用しており、以下の前提に基づいて算定しております。

計測手法		VaR (分散共分散法)
コア預金	対象	流動性預金全般（当座預金、普通預金、貯蓄預金等）
	算出方法	①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50%相当額 以上の3つのうち最小の額を上限としております。
	満期	5年以内（平均2.5年）
信頼水準	99.00%	
保有期間	6ヶ月（120日）	
観測期間	1年（240日）	
リスク量計測の頻度	月次	

## 【自己資本の充実の状況 単体編】

### 1. 自己資本の構成に関する事項

#### 単体自己資本比率

(単位:百万円)

項目	令和1年度	令和2年度
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	47,036	48,345
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,452	3,466
うち、利益剰余金の額	43,676	44,959
うち、外部流出予定額(△)	65	65
うち、上記以外に該当するものの額	△ 27	△ 14
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,058	1,695
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,058	1,695
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	202	150
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	48,297	50,190
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	177	263
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	177	263
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(口)	177	263
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(口))(ハ)	48,119	49,927
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	407,244	411,115
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	18,476	19,702
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	425,721	430,818
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.30%	11.58%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和1年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計</b>	<b>407,244</b>	<b>16,289</b>	<b>411,115</b>	<b>16,444</b>
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	374,386	14,975	382,532	15,301
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	802	32	1,425	57
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	70	2
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	150	6	150	6
我が国の政府関係機関向け	340	13	340	13
地方三公社向け	22	0	16	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	45,786	1,831	37,085	1,483
法人等向け	140,340	5,613	137,615	5,504
中小企業等向け及び個人向け	96,700	3,868	95,062	3,802
抵当権付住宅ローン	11,617	464	11,167	446
不動産取得等事業向け	270	10	13,220	528
3ヵ月以上延滞等	1,052	42	779	31
取立未済手形	18	0	21	0
信用保証協会等による保証付	3,897	155	7,624	304
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	18,217	728	10,308	412
出資等のエクスポージャー	18,217	728	10,308	412
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	55,168	2,206	67,645	2,705
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	38,669	1,546	51,656	2,066
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	3,896	155	3,896	155
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	2,172	86	2,628	105
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5パーセント基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	10,429	417	9,464	378
② 証券化エクspoージャー	6,520	260	4,793	191
証券化	STC要件適用分	—	—	—
	非STC要件適用分	6,520	260	4,793
	再証券化	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	25,815	1,032	23,490	939
ルック・スルー方式	25,815	1,032	23,490	939
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	521	20	298	11
⑦ 中央清算機関連エクspoージャー	0	0	—	—
<b>口. オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額</b>	<b>18,476</b>	<b>739</b>	<b>19,702</b>	<b>788</b>
<b>ハ. 単体総所要自己資本額(イ+口)</b>	<b>425,721</b>	<b>17,028</b>	<b>430,818</b>	<b>17,232</b>

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーションナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>  
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%  
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

### 3. 信用リスクに関する事項

イ. 信用リスクに関するエクスポートヤーの期末残高及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポートヤー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポートヤー期末残高								3ヶ月以上延滞 エクスポートヤー	
	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度		
国 内	699,007	808,673	368,901	396,634	309,432	396,726	3,570	3,064	1,716	1,315
国 外	69,894	65,092	—	—	69,894	65,092	—	—	—	—
<b>地域別合計</b>	<b>768,902</b>	<b>873,766</b>	<b>368,901</b>	<b>396,634</b>	<b>379,327</b>	<b>461,819</b>	<b>3,570</b>	<b>3,064</b>	<b>1,716</b>	<b>1,315</b>
製 造 業	36,672	40,515	18,353	20,110	18,319	20,405	—	—	177	76
農 業 、 林 業	82	71	82	71	—	—	—	—	—	—
漁 業	88	116	88	116	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	609	246	407	246	201	—	—	—	—	239
建 設 業	45,538	58,663	43,372	54,794	2,165	3,868	—	—	148	36
電気・ガス・熱供給・水道業	2,624	5,822	1,171	1,461	1,452	4,360	—	—	—	—
情 報 通 信 業	6,384	6,341	797	987	5,587	5,354	—	—	0	0
運 輸 業 、 郵 便 業	9,205	11,652	8,610	10,259	594	1,392	—	—	30	12
卸 売 業 、 小 売 業	38,529	43,900	29,623	34,553	8,906	9,347	—	—	72	126
金 融 業 、 保 険 業	201,290	269,921	15,597	12,646	182,122	254,209	3,570	3,064	—	—
不 動 産 業	75,390	87,245	68,582	79,177	6,808	8,068	—	—	526	283
物 品 貸 貸 業	1,947	2,433	1,838	2,324	108	108	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	3,008	3,630	3,008	3,630	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	707	872	707	872	—	—	—	—	24	2
飲 食 業	6,464	9,704	6,464	9,704	—	—	—	—	107	96
生活関連サービス業、娯楽業	5,784	7,011	5,749	6,977	34	34	—	—	53	42
教 育 、 学 習 支 援 業	1,786	2,157	1,786	2,157	—	—	—	—	18	17
医 療 、 福 祉	13,362	15,244	13,360	15,242	2	2	—	—	63	27
そ の 他 の サ ー ビ ス	12,703	12,356	9,730	12,316	2,972	39	—	—	165	129
国・地 方 公 共 団 体 等	88,247	96,252	12,755	13,853	75,491	82,398	—	—	—	—
個 人	115,171	113,990	115,171	113,990	—	—	—	—	328	225
そ の 他	103,301	85,614	11,640	1,138	74,557	72,229	—	—	—	—
<b>業種別合計</b>	<b>768,902</b>	<b>873,766</b>	<b>368,901</b>	<b>396,634</b>	<b>379,327</b>	<b>461,819</b>	<b>3,570</b>	<b>3,064</b>	<b>1,716</b>	<b>1,315</b>
1 年 以 下	200,620	263,825	74,060	43,350	126,560	220,474	—	—	—	—
1 年 超 5 年 以 下	140,420	108,991	44,775	40,282	95,645	68,708	—	—	—	—
5 年 超 10 年 以 下	87,073	132,418	58,404	102,734	28,668	29,684	—	—	—	—
10 年 超	243,589	277,872	189,778	206,808	53,810	71,063	—	—	—	—
期間の定めのないもの	97,197	90,659	1,882	3,459	74,641	71,887	3,570	3,064	—	—
<b>残存期間別合計</b>	<b>768,902</b>	<b>873,766</b>	<b>368,901</b>	<b>396,634</b>	<b>379,327</b>	<b>461,819</b>	<b>3,570</b>	<b>3,064</b>	<b>1,716</b>	<b>1,315</b>

(注) 1. 「有価証券等」には、預け金、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、その他資産に区分する出資金を含んでおります。

2. 「3ヶ月以上延滞エクスポートヤー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポートヤーのことです。

3. その他は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポートヤーです。具体的には、投資信託、その他の証券(投資事業組合)等のほか現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポートヤーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

43ページに記載しております。

## 八、業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的的使用		その他					
	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度		
製造業	262	133	133	98	114	0	147	133	133	98	21	
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	238	266	266	239	—	—	238	266	266	239	—	
建設業	426	374	374	285	31	11	394	363	374	285	286	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	411	—	—	—	—	411	—	—	
情報通信業	18	31	32	21	—	—	18	31	32	21	1	
運輸業、郵便業	37	46	46	27	0	9	37	37	46	27	0	
卸売業、小売業	778	673	676	573	19	8	759	665	676	573	23	
金融業、保険業	—	25	25	19	—	—	—	25	25	19	—	
不動産業	299	187	187	178	26	0	273	186	187	178	27	
物品販賣業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究・専門・技術サービス業	1	1	1	0	—	—	1	1	1	0	—	
宿泊業	13	15	15	2	3	14	10	0	15	2	—	
飲食業	123	89	89	59	7	0	116	88	89	59	0	
生活関連サービス業、娯楽業	68	68	67	20	1	46	67	22	67	20	—	
教育、学習支援業	9	5	5	1	4	—	5	5	5	1	—	
医療、福祉	24	14	14	3	17	9	7	4	14	3	7	
その他のサービス	83	53	53	49	42	1	41	52	53	49	11	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	37	31	28	29	4	—	32	31	28	29	0	
合計	2,423	2,018	2,018	2,020	272	102	2,151	1,916	2,018	2,020	379	
											79	

(注) 1. 貸出金償却額は、損益計算書計上額を記載しております。

2. 当金庫は、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 二、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額					
	令和1年度		令和2年度			
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し		
0%	10,301	99,709	7,328	158,910		
10%	—	44,202	—	83,774		
20%	166,345	383	175,878	326		
35%	—	33,196	—	32,066		
50%	31,641	18,513	37,468	2,308		
75%	—	117,967	—	138,699		
100%	12,816	154,684	14,153	145,016		
150%	—	276	—	—		
250%	—	16,336	—	21,713		
その他	4,382	—	3,713	—		
合計	225,487	485,270	238,542	582,816		

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限っております。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	9,708	3,072	18,726	14,731	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

与信相当額の算出に用い方	令和1年度	令和2年度
グロス再構築コストの額の合計額	カレントエクスポート方式	カレントエクスポート方式
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度
① 派生商品取引合計	3,394	3,064	3,394	3,064
(i) 外国為替関連取引	822	352	822	352
(ii) 金利関連取引	454	475	454	475
(iii) 株式関連取引	2,116	2,055	2,116	2,055
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	181	—	181
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	3,394	3,064	3,394	3,064

- (注) 1. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。  
 2. 保有する投資信託の裏付資産のうち「派生商品取引」に該当する資産を含んでおりません。  
 3. 担保による信用リスク削減手法は用いておりませんので、担保の種類別の額は記載しておりません。

## 6. 証券化工エクスポートに関する事項

- イ. オリジネーターの場合 該当ございません  
 ロ. 投資家の場合

## ①保有する証券化工エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

## a. 証券化工エクスポート（再証券化工エクスポートを除く）

(単位:百万円)

	令和1年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化工エクスポートの額	9,910	—	8,510	—
(i)貸出債権	9,910	—	8,510	—
(ii)その他	—	—	—	—

- b. 再証券化工エクスポート 該当ございません

## ②保有する証券化工エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

## a. 証券化工エクスポート（再証券化工エクスポートを除く）

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポート残高				所要自己資本の額			
	令和1年度		令和2年度		令和1年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15% ~ 50%未満	3,004	—	3,306	—	31	—	36	—
50% ~ 100%未満	5,206	—	4,603	—	153	—	127	—
100% ~ 250%未満	1,700	—	600	—	75	—	27	—
合計	9,910	—	8,510	—	260	—	192	—

- (注) 所要自己資本の額=エクスポート残高×リスク・ウェイト×4%  
 ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポート残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

- b. 再証券化工エクスポート 該当ございません

## ③保有する証券化工エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無

適用はございません

## 7. 出資等エクスポージャーに関する事項

### 1. 貸借対照表の計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	令和1年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	30,575	30,575	29,457	29,457
非上場株式等	25,231	—	26,950	—
合計	55,806	30,575	56,408	29,457

(注) 投資信託の裏付け資産のうち「出資等エクスポージャー」に該当分は、上場株式に計上しております。

### 2. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	令和1年度	令和2年度
売却益	1,324	4,491
売却損	4,390	2,914
償却	9	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

### 3. 貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	令和1年度	令和2年度
評価損益	△ 3,196	4,989

(注) 株式等エクスポージャーに該当するその他有価証券の評価損益の額を記載しております。

### 4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和1年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー	48,233	43,900
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

## 9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### IRRBB 1 : 金利リスク

(単位:百万円)

項番	イ	ロ	ハ	ニ
	ΔEVE		ΔNII	
	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度
1 上方パラレルシフト	12,814	20,184	0	373
2 下方パラレルシフト	94	0	24	19
3 スティープ化	10,902	15,775		
4 フラット化				
5 短期金利上昇				
6 短期金利低下				
7 最大値	12,814	20,184	24	373
六		八		
令和1年度		令和2年度		
8 自己資本の額	48,119		49,927	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、令和2年3月末からΔNIIを開示しております。

## 【自己資本の充実の状況 連結編】

### 1. 自己資本の構成に関する事項

#### 連結自己資本比率

(単位:百万円)

項目	令和1年度	令和2年度
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	47,092	48,406
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,452	3,466
うち、利益剰余金の額	43,732	45,021
うち、外部流出予定額(△)	65	65
うち、上記以外に該当するものの額	△27	△15
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るもの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,058	1,695
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,058	1,695
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	202	150
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	48,353	50,252
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	177	263
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	177	263
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(口)	177	263
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(口))(ハ)	48,176	49,989
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	407,201	411,058
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	18,504	19,730
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	425,705	430,789
<b>連結自己資本比率</b>		
連結自己資本比率((ハ)/(二))	11.31%	11.60%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社（資本控除となる非連結子会社等）のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ございません

3. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和1年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計</b>	<b>407,201</b>	<b>16,288</b>	<b>411,058</b>	<b>16,442</b>
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	374,343	14,973	382,475	15,299
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	802	32	1,425	57
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	70	2
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	150	6	150	6
我が国の政府関係機関向け	340	13	340	13
地方三公社向け	22	0	16	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	45,786	1,831	37,085	1,483
法人等向け	140,340	5,613	137,615	5,504
中小企業等向け及び個人向け	96,700	3,868	95,062	3,802
抵当権付住宅ローン	11,617	464	11,167	446
不動産取得等事業向け	270	10	13,220	528
3ヵ月以上延滞等	1,052	42	779	31
取立未済手形	18	0	21	0
信用保証協会等による保証付	3,897	155	7,624	304
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	18,160	726	10,251	410
出資等のエクスポージャー	18,160	726	10,251	410
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	55,182	2,207	67,645	2,705
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	38,669	1,546	51,656	2,066
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,896	155	3,896	155
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,172	86	2,628	105
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	10,443	417	9,464	378
② 証券化エクスポージャー	6,520	260	4,793	191
証券化(オリジネーター) STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	6,520	260	4,793	191
(うち再証券化)	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	25,815	1,032	23,490	939
ルック・スルー方式	25,815	1,032	23,490	939
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	521	20	298	11
⑦ 中央清算機関連エクスポージャー	0	0	—	—
<b>口. オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額</b>	<b>18,504</b>	<b>740</b>	<b>19,730</b>	<b>789</b>
<b>八. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)</b>	<b>425,705</b>	<b>17,028</b>	<b>430,789</b>	<b>17,231</b>

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーションナル・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーションナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉  
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

#### 4. 信用リスクに関する事項

イ. 信用リスクに関するエクスポートヤーの期末残高及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポートヤー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポートヤー期末残高								3ヶ月以上延滞 エクスポートヤー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		有価証券等		デリバティブ取引			
	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度
国 内	698,965	808,616	368,901	396,634	309,390	396,669	3,570	3,064	1,716	1,315
国 外	69,894	65,092	—	—	69,894	65,092	—	—	—	—
<b>地域別合計</b>	<b>768,859</b>	<b>873,709</b>	<b>368,901</b>	<b>396,634</b>	<b>379,284</b>	<b>461,762</b>	<b>3,570</b>	<b>3,064</b>	<b>1,716</b>	<b>1,315</b>
製 造 業	36,672	40,515	18,353	20,110	18,319	20,405	—	—	177	76
農 業 、 林 業	82	71	82	71	—	—	—	—	—	—
漁 業	88	116	88	116	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	609	246	407	246	201	—	—	—	—	239
建 設 業	45,538	58,663	43,372	54,794	2,165	3,868	—	—	148	36
電気・ガス・熱供給・水道業	2,624	5,822	1,171	1,461	1,452	4,360	—	—	—	—
情 報 通 信 業	6,384	6,341	797	987	5,587	5,354	—	—	0	0
運 輸 業 、 郵 便 業	9,205	11,652	8,610	10,259	594	1,392	—	—	30	12
卸 売 業 、 小 売 業	38,529	43,900	29,623	34,553	8,906	9,347	—	—	72	126
金 融 業 、 保 険 業	201,260	269,891	15,597	12,646	182,093	254,179	3,570	3,064	—	—
不 動 産 業	75,390	87,245	68,582	79,177	6,808	8,068	—	—	526	283
物 品 貸 貸 業	1,947	2,433	1,838	2,324	108	108	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	3,008	3,630	3,008	3,630	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	707	872	707	872	—	—	—	—	24	2
飲 食 業	6,464	9,704	6,464	9,704	—	—	—	—	107	96
生活関連サービス業、娯楽業	5,784	7,011	5,749	6,977	34	34	—	—	53	42
教 育 、 学 習 支 援 業	1,786	2,157	1,786	2,157	—	—	—	—	18	17
医 療 、 福 祉	13,362	15,244	13,360	15,242	2	2	—	—	63	27
そ の 他 の サ ー ビ ス	12,673	12,326	9,730	12,316	2,942	9	—	—	165	129
国・地 方 公 共 団 体 等	88,247	96,252	12,755	13,853	75,491	82,398	—	—	—	—
個 人	115,171	113,990	115,171	113,990	—	—	—	—	328	225
そ の 他	103,318	85,617	11,640	1,138	74,574	72,232	—	—	—	—
<b>業種別合計</b>	<b>768,859</b>	<b>873,709</b>	<b>368,901</b>	<b>396,634</b>	<b>379,284</b>	<b>461,762</b>	<b>3,570</b>	<b>3,064</b>	<b>1,716</b>	<b>1,315</b>
1 年 以 下	200,620	263,825	74,060	43,350	126,560	220,474	—	—	—	—
1 年 超 5 年 以 下	140,420	108,991	44,775	40,282	95,645	68,708	—	—	—	—
5 年 超 10 年 以 下	87,073	132,418	58,404	102,734	28,668	29,684	—	—	—	—
10 年 超	243,589	277,872	189,778	206,808	53,810	71,063	—	—	—	—
期間の定めのないもの	97,155	90,602	1,882	3,459	74,598	71,830	3,570	3,064	—	—
<b>残存期間別合計</b>	<b>768,859</b>	<b>873,709</b>	<b>368,901</b>	<b>396,634</b>	<b>379,284</b>	<b>461,762</b>	<b>3,570</b>	<b>3,064</b>	<b>1,716</b>	<b>1,315</b>

(注) 1. 「有価証券等」には、預け金、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、その他資産に区分する出資金を含んでおります。

2. 「3ヶ月以上延滞エクスポートヤー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポートヤーのことです。

3. 「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポートヤーです。具体的には、投資信託、その他の証券(投資事業組合)等のほか現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポートヤーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

#### 口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

43ページに記載しております。

## 八、業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的的使用		その他					
	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度		
製造業	262	133	133	98	114	0	147	133	133	98	21	
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	238	266	266	239	—	—	238	266	266	239	—	
建設業	426	374	374	285	31	11	394	363	374	285	286	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	411	—	—	—	—	411	—	—	
情報通信業	18	31	32	21	—	—	18	31	32	21	1	
運輸業、郵便業	37	46	46	27	0	9	37	37	46	27	0	
卸売業、小売業	778	673	676	573	19	8	759	665	676	573	23	
金融業、保険業	—	25	25	19	—	—	—	25	25	19	—	
不動産業	299	187	187	178	26	0	273	186	187	178	27	
物品販賣業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究・専門・技術サービス業	1	1	1	0	—	—	1	1	1	0	—	
宿泊業	13	15	15	2	3	14	10	0	15	2	—	
飲食業	123	89	89	59	7	0	116	88	89	59	0	
生活関連サービス業、娯楽業	68	68	67	20	1	46	67	22	67	20	61	
教育、学習支援業	9	5	5	1	4	—	5	5	5	1	—	
医療、福祉	24	14	14	3	17	9	7	4	14	3	7	
その他のサービス	83	53	53	49	42	1	41	52	53	49	11	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	37	31	28	29	4	—	32	31	28	29	0	
合計	2,423	2,018	2,018	2,020	272	102	2,151	1,916	2,018	2,020	379	
											79	

(注) 1. 貸出金償却額は、連結損益計算書計上額を記載しております。

2. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 二、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額						
	令和1年度		令和2年度				
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し			
0%	10,301	99,709	7,328	158,910			
10%	—	44,202	—	83,774			
20%	166,345	383	175,878	326			
35%	—	33,196	—	32,066			
50%	31,641	18,513	37,468	2,308			
75%	—	117,967	—	138,699			
100%	12,816	154,641	14,153	145,016			
150%	—	276	—	—			
250%	—	16,336	—	21,713			
その他	4,382	—	3,713	—			
合計	225,487	485,227	238,542	582,816			

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限っております。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

## 5. 信用リスク削減手法に関する事項

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティ	
		令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー		9,708	3,072	18,726	14,731	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

与信相当額の算出に用い方	令和1年度	令和2年度
カレントエクスポート方式	カレントエクスポート方式	カレントエクスポート方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度
① 派生商品取引合計	3,394	3,064	3,394	3,064
(i) 外国為替関連取引	822	352	822	352
(ii) 金利関連取引	454	475	454	475
(iii) 株式関連取引	2,116	2,055	2,116	2,055
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	181	—	181
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	3,394	3,064	3,394	3,064

- (注) 1. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。  
 2. 保有する投資信託の裏付資産のうち「派生商品取引」に該当する資産を含んでおります。  
 3. 担保による信用リスク削減手法は用いておりませんので、担保の種類別の額は記載しておりません。

## 7. 証券化エクスポートに関する事項

イ. オリジネーターの場合 該当ございません

ロ. 投資家の場合

### ①保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポート (再証券化エクスポートを除く)

(単位:百万円)

証券化エクスポートの額	令和1年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポートの額	9,910	—	8,510	—
(i)貸出債権	9,910	—	8,510	—
(ii)その他	—	—	—	—

b. 再証券化エクスポート 該当ございません

### ②保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポート (再証券化エクスポートを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポート残高				所要自己資本の額			
	令和1年度		令和2年度		令和1年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15% ~ 50%未満	3,004	—	3,306	—	31	—	36	—
50% ~ 100%未満	5,206	—	4,603	—	153	—	127	—
100% ~ 250%未満	1,700	—	600	—	75	—	27	—
合計	9,910	—	8,510	—	260	—	192	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポート残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポート残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

b. 再証券化エクスポート 該当ございません

### ③保有する証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無

適用はございません

## 8. 出資等エクスポージャーに関する事項

### 1. 貸借対照表の計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	令和1年度		令和2年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	30,575	30,575	29,457	29,457
非上場株式等	25,174	—	26,893	—
合計	55,749	30,575	56,351	29,457

(注) 投資信託の裏付け資産のうち「出資等エクスポージャー」に該当分は、上場株式に計上しております。

### 2. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	令和1年度	令和2年度
売却益	1,324	4,491
売却損	4,390	2,914
償却	9	—

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

### 3. 貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	令和1年度	令和2年度
評価損益	△3,196	4,989

(注) 株式等エクスポージャーに該当するその他有価証券の評価損益の額を記載しております。

### 4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません

## 9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和1年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー	48,233	43,900
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

## 10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### IRRBB 1 : 金利リスク

(単位:百万円)

項目番	イ	ロ	ハ	ニ
	ΔEVE		ΔNII	
	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度
1 上方パラレルシフト	12,816	20,185	0	373
2 下方パラレルシフト	94	0	24	19
3 スティープ化	10,902	15,775		
4 フラット化				
5 短期金利上昇				
6 短期金利低下				
7 最大値	12,816	20,185	24	373
ホ		ヘ		
令和1年度		令和2年度		
8 自己資本の額	48,176		49,989	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、令和2年3月末からΔNIIを開示しております。


**開示項目一覧**
**信用金庫法第89条に基づく記載事項一覧****単体ベースの開示項目（信用金庫法施行規則第132条における規定）**

<b>I 金庫の概況及び組織に関する事項</b>	
1. 事業の組織	..... 6
2. 理事・監事の氏名及び役職名	..... 6
3. 会計監査人の氏名又は名称	..... 40
4. 事業所の名称及び所在地	..... 23
5. 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者に関する事項	..... 23
<b>II 金庫の主要な事業の内容</b>	..... 28
<b>III 金庫の主要な事業に関する事項</b>	
1. 直近の事業年度における事業の概況	..... 32～34
2. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 経常収益	..... 34
② 経常利益又は経常損失	..... 34
③ 当期純利益又は当期純損失	..... 34
④ 出資総額及び出資総口数	..... 34
⑤ 純資産額	..... 34
⑥ 総資産額	..... 34
⑦ 預金積金残高	..... 34
⑧ 貸出金残高	..... 34
⑨ 有価証券残高	..... 34
⑩ 単体自己資本比率	..... 34
⑪ 出資に対する配当金	..... 34
⑫ 職員数	..... 34
3. 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
(ア) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	..... 41
(イ) 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	..... 41
(ウ) 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	..... 41
(エ) 受取利息及び支払利息の増	..... 41
(オ) 総資産経常利益	..... 41
(カ) 総資産当期純利益	..... 41
② 預金に関する指標	
(ア) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金及びその他の預金の平均残高	..... 42
(イ) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	..... 42
③ 貸出金に関する指標	
(ア) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	..... 42
(イ) 固定金利、変動金利の区分ごとの貸出金の残高	..... 42
(ウ) 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分）の 貸出金残高及び債務保証見返額	..... 42
(エ) 用途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	..... 42
(オ) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	..... 42
(カ) 預貸率の期末値及び期中平均値	..... 42
④ 有価証券に関する指標	
(ア) 商品有価証券の種類別の平均残高	..... 44
(イ) 有価証券の種類別の残存期間別の残	..... 45
(ウ) 有価証券の種類別の平均残高	..... 44
(エ) 預証率の期末値及び期中平均値	..... 44
<b>IV 金庫の事業の運営に関する事項</b>	
1. リスク管理の体制	..... 25～26
2. 法令等遵守の体制	..... 27
3. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	..... 10～15
4. 金融ADR制度への対応	..... 28
<b>V 金庫の直近の2事業年度における財産の状況</b>	
1. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	..... 35～40
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	..... 43
② 延滞債権に該当する貸出金	..... 43
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	..... 43
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	..... 43
3. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価格、時価及び評価損益	
① 有価証券	..... 44
② 金銭の信託	..... 44
③ 規則第102条第1項5号に掲げる取引	..... 44
4. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	..... 43
5. 貸出金償却の額	..... 43
6. 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の 監査を受けている場合はその旨	..... 40
7. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして 金融庁長官が別に定めるもの	..... 45
* 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第7条に基づく資産査定結果について	..... 43

\* 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第7条に基づく資産査定結果について ..... 43

## 連結ベースの開示項目（信用金庫法施行規則第133条における規定）

I 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
1. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	46
2. 金庫の子会社等に関する事項	
① 名称	46
② 主たる営業所又は事業所の所在地	46
③ 資本金又は出資金	46
④ 事業の内容	46
⑤ 設立年月日	46
⑥ 金庫が所有する子会社等の株式等の発行済株式総数等に占める割合	46
⑦ 金庫の一の子会社等以外の子会社が所有する当該一の子会社等の株式等の発行済株式総数等に占める割合	46
II 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
1. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	46
2. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	46
① 経常収益	46
② 経常利益又は経常損失	46
③ 当期純利益又は当期純損失	46
④ 純資産額	46
⑤ 総資産額	46
⑥ 連結自己資本比率	46
III 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
1. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	47～51
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	46
② 延滞債権に該当する貸出金	46
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	46
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	46

## 自己資本比率規制の第3の柱による開示に基づく記載事項一覧

## 定性的な開示事項

単体・連結ベース	
1. 連結の範囲に関する事項	52
2. 自己資本調達手段の概要	52
3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	52
4. 信用リスクに関する事項	52
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	52～53
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	53
7. 証券化エクスポージャーに関する事項	53
8. オペレーションリスクに関する事項	53
9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	53～54
10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	54

## 定量的な開示事項

単体ベース	
1. 自己資本の構成に関する事項	55
2. 自己資本の充実度に関する事項	56
3. 信用リスクに関する事項	57～58
4. 信用リスク削減手法に関する事項	58
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	59
6. 証券化エクspoージャーに関する事項	59
7. 出資等エクspoージャーに関する事項	60
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項	60
9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	60

## 連結ベース

1. 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の 所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	62
2. 自己資本の構成に関する事項	61
自己資本の充実度に関する事項	62
3. 信用リスクに関する事項	63～64
4. 信用リスク削減手法に関する事項	64
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	65
6. 証券化エクspoージャーに関する事項	65
7. 出資等エクspoージャーに関する事項	66
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項	66
9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	66